

## 佐久市教育大綱策定の考え方

### 1 大綱とは

大綱は、平成27年4月1日に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるもので、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。

### 2 大綱の位置付け

市の最上位計画である「第二次佐久市総合計画」における教育・文化分野の基本構想の柱に即し、教育委員会が策定する「佐久市教育振興基本計画」の基礎となるもの。

### 3 現行の大綱の構成等

(1) 大綱の記載事項 (記載内容等に係る文部科学省初等中等教育局長通知)

ア 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

イ 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。

(2) 記載事項

大綱では「基本理念」を掲げるとともに、「目指す姿」を定めている。

「基本目標」については、教育振興基本計画等の関係計画に委ねることとする。

### 4 現行の大綱における基本理念

大綱の基本的な理念であり、第二次佐久市総合計画の基本構想の柱(第1章)に即している。

**生涯にわたり主体的・創造的に学び、  
生きる力を育む人づくり、まちづくり**

### 参 考

(1) 第二次佐久市総合計画の基本構想の柱(第1章)

「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」

(2) 基本理念の策定において参酌したもの

国の第2期教育振興基本計画「第1部」「第2部」のうち、成果目標の部分

成果目標1 「生きる力」の確実な育成  
 成果目標2 課題探究能力の習得  
 成果目標3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の習得  
 成果目標4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等  
 成果目標5 社会全体の变化や新たな価値を主導・創造する人材等の育成  
 成果目標6 意欲ある全ての者への学習機会の確保  
 成果目標7 安全・安心な教育研究環境の確保  
 成果目標8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

(3) 佐久市の教育ビジョン(H27当時)の基本理念

「主体性・創造性・継続性を大事に、共に生き・伸びようとする豊かな人間性を育みます。」

### 5 現行の大綱における目指す姿

基本理念の実現に向け、目指す姿を定めている。なお、佐久市教育振興基本計画の目指す姿から吸い上げる形を採用している。

#### 〈目指す子ども像〉

**夢や希望をもって輝き、ともに生きる子ども**

#### 〈目指す市民像〉

**生涯にわたって学び続け、互いに支え合い高め合う市民**